

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求上告受理事件

国側当事者・国

平成24年5月8日不受理・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年3月5日判決、本資料260号-36・順号11392)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年12月15日判決、本資料260号-215・順号11571)

決 定

申立人 A株式会社

同代表者代表取締役 X

同訴訟代理人弁護士 鳥飼 重和

橋本 浩史

木山 泰嗣

同補佐人税理士 佐野 幸雄

原木 規江

相手方 国

同代表者法務大臣 小川 敏夫

同指定代理人 井越 満

上記当事者間の東京高等裁判所平成●●年(〇〇)第●●号法人税更正処分取消等請求事件について、同裁判所が平成22年12月15日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあったが、申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

平成24年5月8日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 岡部 喜代子

裁判官 田原 睦夫

裁判官 大谷 剛彦

裁判官 寺田 逸郎

裁判官 大橋 正春